

番 号 : 140461

国 名 : ヨルダン

担当部署 : 産業開発・公共政策部 資源エネルギー第二課

件 名 : エネルギーセクターマスター・プラン策定プロジェクト詳細計画策定調査(系統計画)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 系統計画

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2014年7月下旬から 2014年8月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 0.5M/M、合計 1.00M/M

(3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 15日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 7月2日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等

4点

(2) 業務従事予定者の経験能力等

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点

(計100点)

類似業務 :	系統計画に係る業務
対象国／類似地域 :	ヨルダン/全世界
語学の種類 :	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等

特になし

(2) 必要予防接種

特になし

6. 業務の背景

ヨルダンでは経済成長に伴いエネルギー消費量も増加しており、また、2011年以降隣国シリアでの紛争激化による難民の大量流入の影響を受け消費量はさらに急増している。しかしながら、同国の一次エネルギーは、98%を輸入による天然ガス及び石油が占めており、燃料輸入費用の増加とそれに伴う電力料金への補助金の増加は財政を圧迫する要因となっている。同国はこれまで、特にエジプトからの安価な天然ガス輸入に依存してきたが、2011年以降、天然ガス供給パイプラインがシナイ半島において度重なる爆破被害を受け、供給量は激減している。このため、代替燃料としてディーゼル燃料の輸入を余儀なくされており、結果としてさらなる財政負担の増加を余儀なくされエネルギー安定供給及び国家財政運営における不安要因となっている。ヨルダンでは、従来から電力損失の低減や運転・維持管理などの改善は進められてきたが、これに加え、長期的な燃料供給のあり方も含めた最適電源構成・送電計画の検討や大規模な再生可能エネルギー導入、省エネルギーの推進など、新たな取り組みが必要とされている。電力規制委員会による承認を受けた電力マスター・プランは、2008年に策定されたものを最後に見直しは行われておらず、エジプトからの安価な天然ガス輸入量の増加を前提とするなど、既に現状には適さないものとなっている。2010年に再生可能エネルギー・省エネルギー法が策定されるなど、新たな電源の導入に取組んでいるが、これらの計画は個別の分野における開発目標の達成を志向するのみでヨルダン全体としての最適な電源供給の実現という視点には欠けている。そのため、現状を踏まえ長期的な電力政策に基づいたマス

ターブランの作成が強く望まれており、その定期的な改定を実施するための運営体制の構築も含め日本側に協力が要請された。

このため、本詳細計画策定調査では、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2014年7月下旬）

- ① 要請背景・内容、ヨルダンの電力政策、開発計画を把握する（既往マスター プラン・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ② 既往マスター プランの分析・整理（担当分野に係る内容、検討方法・体制、解析ソフト、運用・改訂体制、関連法・手続き等）
- ③ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ④ 関係機関（エネルギー・鉱物資源省（MEMR）、電力規制委員会（ERC）、ヨルダン電力公社（NEPCO）等）、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑤ 調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2014年8月上旬～中旬）

- ① JICAヨルダン事務所等との打合せに参加する。
- ② ヨルダン国関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - (ア) ヨルダン全国の送変電網（計画段階のものも含む）に係る情報
 - (イ) NEPCOの系統設備の計画・解析・運用に係る実施体制、機能、事業内容、実施能力
 - (ウ) ヨルダンの電力需要予測に係る情報
 - (エ) 再生可能エネルギー導入に係る情報（法律・買取制度・民間開発状況・系統連系の状況等）
 - (オ) 原子力発電に係る情報（系統連系に係る部分）
 - (カ) シリア・エジプト等との国際送電線に係る情報
 - (キ) 他ドナー（EIB、EBRD、USAID、WB、IMF等）の支援状況
- ④ マスター プラン策定のTOR（担当分野に係る内容、検討方法・体制、解析

ソフト、運用・改定体制、関連法・手続き等) 及び調査実施上の留意事項についての検討

- ⑤ ヨルダン関係者との協議で合意された内容に基づき、R/D案（英文）及びM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 現地調査結果をJICAヨルダン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2014年8月下旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ③ 詳細計画策定調査報告書（和文）の担当部分を作成する。
- ④ 現地調査の結果を踏まえ、本M/P調査の詳細計画案（工程案、要員計画案を含む）の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（2）詳細計画策定調査報告書の担当部分とする。

- （1）事業事前評価表（案）（和文1部　帰国後整理期間）
- （2）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文6部（JICA産業開発公共政策部、JICA中東・欧州部、JICAヨルダン事務所各2部）、英文2部（JICA産業開発公共政策部、JICAヨルダン事務所））
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

現地派遣期間は2014年8月1日～8月15日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 電力開発計画 (コンサルタント)
- エ) 統計計画 (コンサルタント)
- オ) 財務分析 (コンサルタント)
- カ) 環境社会配慮 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAヨルダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳傭上
あり (視察等アラビア語/英語の通訳が必要と考えられる日程のみ)
- オ) 現地日程のアレンジ
なし
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

「ヨルダン電力概要」

<http://www.jica.go.jp/jordan/office/others/ku57pq00000k1om8-att/a1350979954148.pdf>

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案

を求めていいる制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

以上